

令和6年度 第2回 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 議事録

日 時：令和6年8月27日（火） 午前 10 時 00 分～

場 所：二宮町役場 第1委員会室（3階）

出席者：（構成員）相原委員、新井委員、橘川委員、佐藤委員、鶴殿委員
山口委員、萩原委員、山崎委員、小山委員、井上委員
（事務局）松本健康福祉部長、和田福祉保険課長
配島福祉・障がい者支援班長、大胡田

- 1 開 会
- 2 座長あいさつ
- 3 議 題
 - （1）計画策定の素案について
 - （2）その他
- 4 閉 会

1 開 会

（事務局）

皆さんこんにちは。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、第2回二宮町障がい者福祉計画策定検討会を開催いたします。

なお、当検討会には聴覚と視覚障がいのある方にもご協力いただいておりますので、ご発言の際にはできるだけゆっくりと大きな声で、お名前と所属を言っていただいてからご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

まず今回初めて参加される委員より、自己紹介をお願いいたします。

（委員 自己紹介）

（事務局）

本日の検討会につきましては、検討会の設置要綱第7条第2項で半数以上の出席がないと、会議が開催できないこととなっておりますが、本日半数以上の方にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、今回は傍聴を希望される方はおりませんが、会議につきましては傍聴を認めるものとなっておりますのでご承知おきください。

2 座長あいさつ

（座長 あいさつ）

3 議 題

（1）計画策定の素案について

◆計画策定の素案について事務局より説明。

（座長）

前回からの変更点や新しく盛り込んだ点などのご説明をいただきましたが、非常に範囲が広いです。それぞれのお立場から、気になる点やわからない点も含めて、ご意見を願います。いかがでしょうか。

（委員）

災害時の問題について考えていきたいと思っております。南海トラフ地震が起きると言われていますが、非常に心配しております。神奈川県は大丈夫でしょうか。避難所なども対応ができるのでしょ

うか。付き添って誘導しながら避難するのも大変だと思います。障がい者や高齢者がそれぞれバラバラに避難所へ行くのでしょうか。今まで障がい者や高齢者に特化した避難訓練もなかったと思います。

以前、震度5の大きな地震が起きました。私たち聴覚障害者協会では、会員にメールをして安否確認を行いました。皆さんに登録していただいたので、無事だとわかり安心しました。今後、大きな地震が起きて家が倒れてしまった時など、非常に心配しております。障がい者も高齢者もどちらも心配です。非常に混乱するため、介助することが大変になるのではないかと思います。

石川県の能登半島の地震などもありました。聴覚障がい者が被災するとどうなるかわからないので、災害の避難訓練なども必要だと思いますが、中々難しいと思います。避難する場所を確認し、自分でも準備をして、助けに来てくれる人を待って家にずっといることがないように、避難の体制を作った方がよいのではないのでしょうか。避難訓練で黄色いハンカチを巻いて、家にいる・無事であることを判断されているところがあります。地震の時にそれができるのでしょうか。

(事務局)

災害の種類や規模によって変わると思います。今心配されている南海トラフについて、神奈川県は外れている地域になります。神奈川県西部地震や昔の関東大震災のような地震は不安があると思います。町で進めているのが、医療情報シートに登録されている方の中で、土砂災害の危険性が高い地域、レッドゾーンに住んでいる方を中心に個別避難計画を随時作成するようにしています。どなたが援助者になるのかなどを決めながら、こういったルートを通して避難所に行くか、そういった内容の計画になります。個別避難計画は避難所へ行くことを前提に作りますが、場所によっては避難所に行くよりは、自宅の例えば1階から2階への垂直避難や、或いは土砂災害が起こる側の逆側の部屋に避難することなども考えられると思います。もちろん家の古さによっては、耐震基準を満たしていないなどもあると思います。昭和56年以降の建物は耐震基準をほぼ満たしているため、必ずしも避難所に行くことが良いのかどうか、状況によって考えなければなりません。例えば、聴覚や視覚に障がいのある方に特化した避難訓練はできていませんが、福祉避難所を充実させることなどを少しずつ進めております。障がいの方に特化した避難訓練は障がいの種別ごとによって変わりますので、一度にやることは難しいと思います。今後、避難訓練を考えている必要があることを課題として捉えております。

(委員)

ありがとうございました。

(座長)

災害自体は非常に範囲が広く、地震・大雨・火災があります。様々な災害がある中で、全部を完全にこなすことは難しいと思います。それぞれの災害の初動について、個人が地震・大雨・雪・火災の時はどうするのか、私の施設では話しています。

関連することでのご意見などでも結構です。素案について、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

※ 次のJアラートと緊急地震速報に関する質問の回答に一部誤りがありました。制度の概要は次のとおりとなりますので、訂正してお詫びいたします。

Jアラート（全国瞬時警報システム）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。

気象庁から最大推定震度5弱以上の緊急地震速報や、津波警報、津波警報、噴火警報、大雨特別警報などが発表された場合には、二宮町の防災行政無線も自動起動され放送が流れます。

(委員)

先日、神奈川県西部の地震がありました。その時にJアラートが鳴ったと思います。海岸の近くに住んでいますが、津波の場合もJアラートが鳴るのでしょうか。どういうシステムでしょうか。震度4のときにJアラートが防災無線で流れるのでしょうか。

(事務局)

防災のハザードンというアプリは入れていますか。

(委員)

入っていません。

(事務局)

緊急地震速報はあくまで登録している地区に広く知らせるもので、ハザードンはより二宮の状況に詳しく、例えば避難の指示や、津波の発生の可能性を知らせてくれます。また、放送や送られた文字を読みあげてくれます。また後でご案内しますが、アプリを入れるとより安心だと思います。

(委員)

町全体の防災無線に関しては、震度 4 以上に流れるものですか。

(事務局)

※震度は決まってないと思います。ただ防災無線自体も、聞こえづらさや聞き逃してしまうことがよくあると思います。今はスマートフォンをお持ちの方が多くですが、ハザードンのアプリを入れることで、防災無線も聞き取ることができます。二宮町で登録をすると、聞き逃した内容も確認できますし、あとは電話でも確認できます。

(事務局)

電話で登録していただければ、防災無線で流した内容を教えてくれます。

(委員)

震度によって J アラートが鳴るわけではないということですか。

(事務局)

J アラートは国で必要性があるときに一斉に放送されるため、※震度によって J アラートが流れることは、ないと思います。

(委員)

今回、スマホが鳴りましたが、防災のボランティアをした時に教わったのは、震度 5 に近い時は近辺で鳴ると聞きました。

(事務局)

2 通りあって、携帯が鳴るのは緊急地震速報の話だと思います。それは震度が幾つだからではなく、これからすぐに地震が起こる可能性があるからため、近隣のエリアで携帯を持っている人に流れるのが緊急地震速報です。それとは別に J アラートは別の防災無線を通じて、災害などの情報を出すものですが、※それは地震の震度によって J アラートを流すのではなく、例えば町に災害が発生した場合は、防災無線を町から流すことが出てくると思います。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(座長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

二宮町ではつい最近の広報でも、学校の福祉教育のことが載っていました。幅広くやっていただけているとは思いますが、学校での取組の状況はどうなのでしょう。先生方の子どもへの福祉教育の啓発活動について、学校での取組の状況を聞かせてください。

(事務局)

学校での取組につきましては、視覚障がいがある方にやっています。

(委員)

小学校 4 年生と中学校 1 年生を対象に行っております。

(事務局)

視覚障がいのある方に配慮していただきたいことなどの講義をしています。今、学校では民間の団体の方にご協力いただいてポッチャの授業を行っております。ポッチャが学校だけでなく全体に広がっているの、力を入れてやっています。学校はカリキュラムが決められているため、福祉教育をすべて行うことはできないと感じます。先生の理解度も人によって違うので、何とも言えないところだと思います。熱心な先生もいますが、他のことに関心を持たれている先生もいますので、どの程度のことのできるのかわかりませんが、教育委員会と連携を図りながら探りたいと考えます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

私たちがボランティアとして、車椅子に乗ることや手や足に重りをつけて歩くことなどをやっています。車椅子に乗せてあげた際は感謝されたので、二宮町にある小学校・中学校・高校で行えたらありがたいです。人数が少ないので、同じ日に重なってしまうと大変ですが、社協に話を通していただくと皆に色々教えてあげられると思います。人数が少なく時間も短いのですが、時間をかけて話をしながら小学生・中学生・高校生に大変さを理解してほしいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。素案 32 ページに「④福祉教育の推進」があります。言葉としては非常に短いですが、「福祉体験学習や講習会など、福祉教育の更なる充実を図ります。」と表現しています。おそらく、それぞれ学校からお願いされて、講師をされていると思います。今後もぜひ継続していきたいと思います。この計画に載せて、進捗状況を確認していければ、教育委員会や学校側にも意識づけるのではないかと思います。

(委員)

福祉教育は素案の冒頭や書き出しなどでは目につきますが、読み進めると 32 ページの辺では少しボリュームが少ないと思いました。もう少し大きく取り上げてほしいです。子どもの頃からの体験する大切さがあると思うので、目に見える形で学校に注目してもらえるような呼びかけの表現をしてほしいです。

(事務局)

わかりました。ありがとうございます。

(委員)

福祉教育は個々の学校によって違うと思います。私は視覚障がいの立場で行くこともありますし、また最近ポッチャを通して、障がいを持っている人たちがどのように皆と一緒にゲームをするのかを子ども・生徒に見ていただきます。車椅子の方、聴覚の方、発達障がいの方・お子さん・視覚障がいの方がいます。視覚障がいの方の時は音を立てて、ジャックボールを目指して投げます。ゲームを通して、お子さんたちと一緒に福祉教育を学んでいます。私が感じるのは、学校によってかなり差があるため、協力してほしいと感じます。学校にもやはりカリキュラムが沢山あるので、福祉の授業が後回しの現状もあると思います。知的障がい・発達障がい、特別支援級のお子さんと一緒に、以前ポッチャをやりました。知的障がいのあるお子さんが小学 4 年生の時と中学 1 年生の時に、ポッチャをしました。私が一番感動したのは、私の名前を覚えてくれたことです。小学 4 年生のときに一緒にやった子どもが中学生になって、私に声をかけてきて、鈴を持ってきてくれたことにとっても感動しました。障がいは、身体障がいや精神障がい、知的障がいや発達障がいに関係なく、福祉教育はもっと深くやっていただきたいと思います。

(事務局)

教育は学校と考えてしまいがちですが、もちろん子どもの時から教育をすることにより、大人になっても福祉に興味を持ってもらえることはあると思います。大人の方に関しても、教育ではないにしても、周知する必要があります。障害者週間を利用して、障がい者への理解として広報などをやっています。今後、我々がやらなければならないもう1つの柱として、素案34ページに「①障害者差別解消法に基づく事業の推進」があります。今年の4月から民間の事業者、或いは商店なども障がい者の差別をしないように配慮しなければいけないことが義務づけられました。町の方としては、差別支援協議会がありますが、近隣の市町と協力して、事業者に対してチラシ等を配布しながら、少しずつ差別をなくすことを周知したいと考えます。

(座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

素案39ページ「⑬ガイドヘルパー派遣事業」について、具体的な内容と要望についてお話ししたいと思います。二宮町で現在ガイドヘルパーをしている方が数名おります。町の方から依頼などの連絡やお知らせがありますし、社協からもあります。ガイドヘルパーの中で私が一番年上になりますが、かなり高齢化しています。7月・8月にガイドヘルパーが、コロナに感染したり、急に病気になりました。現在は2人とも回復していますが、約1か月間療養をしました。家庭のご都合で引っ越しをして、ガイドヘルパーができなくなった方もいます。私が元気であるため、どうにかやらせていただきました。普段は数名のガイドヘルパーがいますが、高齢化や突発的なこと、色々な事情でできなくなることがあります。素案39ページ⑬に書いてありますように、ガイドヘルパーを派遣とありますが、今後も継続して進めていただきたいと思います。もう少し人数を増やしてガイドヘルパーの確保をしていただけるとありがたいと思います。町では研修をするための予算等も、毎年確保されているようで、ありがたく思いますが、PRが必要だと思えます。障がい者の不安もあると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

私がガイドヘルパーをする最初のきっかけは、10年以上前になりますが、視覚障がいの方のお手伝いをするということで、町民センターでの講習会がありました。その講習会は終わりましたが、社協からできれば続けてほしいと言われまして、やらせていただくようになりました。そのあと新たに別のところで研修をして、資格をとらせていただきました。町としても考えていただけているとは思いますが、今後もぜひヘルパーの確保を続けてお願いしたいと思います。

社協と町で若干の違いがあるので、社協との連携はどうなっているのでしょうか。できれば密に連絡を取るとより良いと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。12月の障害者週間で、毎年障がいについての理解促進として特集を組ませてもらっています。もちろん障がいのことについての理解促進がメインとなりますが、協力していただけるようなボランティアさんを募る文面などを載せることができれば良いと思います。ガイドヘルパーさんに限らず、様々なところで担い手が不足しておりますので、より一層充実する必要があると感じています。

社協さんとの違いは、使い方の違いですか。

(委員)

それもあります。簡単に言うと、社協の方はガイドヘルパーをやらせていただく範囲が非常に広いです。町の方は郵便の文書で、日時のお知らせや連絡が丁寧にきます。社協の方はご本人と、ガイドヘルパーと連絡を取り合って、逆に社協に伝えることもあります。社協と町で性格が異なるようで、内容的には同じです。

(事務局)

やはりどうしても違いが出てしまうと思いますが、相互支援の制度として運用している社協さんと、町独自の事業としてやっているガイドヘルパーさんの事業では性質が異なるので、イコールにはならない部分があります。この現状は続いてしまうかもしれないですが、社協さんに確認してみます。

ありがとうございます。

(座長)

ありがとうございます。他にいかがですか。

(委員)

「障害者差別解消法に基づく事業の推進」で、障がいのある方への差別は、障がいのある方とない方の双方の理解が進まないことには解消されないと思っています。これは密接に一番に繋がっていくものだと思います。企業に対しても、障害者雇用促進法という法律では、障がいのある方への差別の禁止と、あと合理的配慮が義務づけられています。色々な企業の方とお話していますが、障がい者雇用を全くしていない企業さんの集まりに行った時に、身体障がいの方は見ればわかりますが、知的障がいや精神障がいの方に会ったことがないということでした。知識がないため配慮がわからないという印象でした。分離教育が進んでおり、ふれあわないから知らないのだと感じました。福祉教育などは非常に大切になると思います。障害者週間などでふれあって、交流をもっと進めることが大事だと思います。

基本目標3の(2)雇用・就労及び経済的自立への支援の充実の「④県就労支援センター等の連携」で、県就労支援センターは今は地域就労援助センターもしくは障害者就業・生活支援センターと言います。

(座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

この計画を見ながら色々と自分なりにまとめてみましたが、基本理念の共生社会の実現に基づいて細かな計画が策定されているのだと改めて思いました。私たちは就労継続支援B型ですが、主に知的障がいを持たれた方が、就労の準備のための事業所を利用するサービスを展開しています。その中で、パン・麺・お菓子を製造しています。「基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり」に焦点をあてて、実際に通われている利用者さんに必要なニーズを考えた時に、やはり居場所と社会資源の活用だと思います。公的な団体は二宮町さんも設置してくれていますが、そんな団体さんへのアクセスなどが容易になれば良いと感じております。基本的なことですが、依存する場所を増やすことにより、心豊かな生活になると考えております。私は二宮町の事業所に来る前に、小田原市の入所施設にいました。その際に小田原市さんは社会と繋がる機会の取組を行っていました。もちろん二宮町でも、福祉ふれあい大会や商工まつりなどを通じて私どもも参加させていただいて、知ってもらう活動しております。先ほどの教育の話が出ましたが、学校等での障がい教育は難しいと思います。小田原市さんの取組で社協が、夏休みに障害福祉事業所の体験を小学生から社会人に向けてやっていました。養鶏業をしていますが、夏休み期間も営業していますので、小学生に来ていただいて、商品として出荷するために品質としてきちんとしたもの出さなければいけないことを、障害者施設では障がいを持たれた方がやっていることを知ってもらう活動に繋がっていたと、今皆さんの話を聞きながら感じました。

先ほどおっしゃられた、人と人が繋がる機会が少なくなった部分は、そういった機会も考えられると思います。今医学生なども研修に来ます。それは、医者になるために障がいを知ることは、その教育機関では社会福祉施設のニーズがあると感じたため、受け入れを毎年行っています。そして、共生社会のための合理的配慮に繋がると日々感じます。合理的配慮はお互いに理解しなければ成立しないので、私たちや障がいを持たれている方、また一般の方に何ができるのか、この計画によってそのギャップが埋められる良いと思いました。今回改定された計画がわかりやすくてなっているため、有効なものになると良いと思いました。

(座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

就労について商工会との連携は残りますか。今現在は、商工会との連携はされているのでしょうか。

(事務局)

雇用の促進の意味で、例えば町内の企業やお店に障がいの方が働ける機会を作ってもらえるような働きかけはできていないのが現状です。

雇用の部分では、44 ページ①になりますが、福祉保険課からの直接的な働きかけは現実的に難しいので、「商工会との連携のもと、県や関係機関からのチラシ等を配架し、一般企業に対して積極的な障がい者雇用を呼びかけるとともに、障がいのある人の特性等に対する理解促進、職場環境のバリアフリー化、健康管理への配慮等を働きかけます。」という文言は残しております。

(委員)

ぜひ商工会や一般企業と連携してほしいと思います。現状では町の中の商店は数少なくなっています。商業的な西友さんやビックさんなどもあるかといいます。私も以前小田原市に勤務していましたので、事業者で受け入れていたことを思い出しました。夏休み期間に知的障がいを持つ方が来られていました。今現在働いている方もいます。障がいがあるから駄目ではなく、障がいを持っていても、サポートをすれば、皆と一緒にふれあったり、働いたりできることを理解する場を作してほしいと思います。町としてもう少し就労について特化していただきたいと思います。働く場所はスーパーや印刷所など、色々なところがあると思いますので力を入れていただきたいと思います。

(委員)

今おっしゃられたご意見は素晴らしいと思います。前の計画では町中の事業所と連携したインターンシップの実施がありました。雇用に繋がらないインターンシップで会社の方が障がいのある方とふれあう機会を持つことは、非常に大切だと思います。いきなり雇用は難しく、障がいのある方と会ったことがない中で、どう障害者雇用を進めていけば良いのかと考える企業は沢山あります。行政が行うインターンシップは有効だと思います。なくなるのは残念に感じました。

(委員)

そうですね。いきなり、雇用は難しいので、残していただきたいと思います。まずは、インターシップで企業の方と障がいを理解をすることが大切だと思います

(事務局)

町として必ずできるかは別の問題になりますが、専門的な当事者の立場から大切・重要であることをお話ししていただいたので、残す方向に変更したいと思います。

(委員)

タクシー券を最初は 700 円いただいていたのですが今 500 円になり、タクシーを呼ぶと 300 円、時間を指定すると 400 円、車を指定すると 500 円がプラスされます。自宅から大磯病院へ行くのに 1,000 円ぐらいだったのが、1,800 円から 1,900 円ぐらいに上がりました。大磯病院から自宅へ帰る際は 2,000 円かかります。500 円では全然足りないのでも 700 円に戻してくれるとありがたいです。行って帰って来るだけで 5,000 円ぐらいかかるので、もう少し補助のチケットが多いと良いです。秦野市では何枚か使えるようですが、二宮町では 1 枚しか使えません。余っていると使用して良いと言ってくれるドライバーさんもいます。二宮町でも 2 枚使えるようにしてほしいです。そのため病院へシニアカーで行くことが多いです。バスも出ていますが、帰りのバスを 1 時間待たなければならないため、タクシーで帰ることになり、バスで来た意味がありません。タクシーもお昼時は 1 時間待ちであるため、チケットをもう少しいただけるとありがたいです。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。複数枚使用のご意見は、度々いただいております。予算の関係もあり今すぐにお返事はできませんが、私どもの内部では検討を進めております。

(座長)

事業者と連携したインターンシップの件ですが、具体的に町として何をするのでしょうか。事業として、難しそうに感じますが。

(事務局)

大変申し訳ございません。具体的に事業ができていないため今回、廃止としましたが、大切だというご意見をいただきましたので、どのような形でできるか、或いは表現もどのような表現になるのか、連携できるのかを検討させていただきます。町単独では難しいので、県や就労支援を行っている団体と連携できるのかも考えていきたいと思えます。

(委員)

神奈川県雇用促進センターで障がい者の方を全く雇用したことない企業向けに、助成金も付けて体験の実施の事業を行っています。話を聞いていただくと良いと思えます。

(委員)

先ほどおしゃっていたのは、小田原市でのインターンシップですか。

(委員)

インターンシップではなく、社会福祉協議会の福祉事業所を利用した小学生から一般の社会人に向けた学習体験です。

(委員)

わかりました。すみません勘違いでした。私は小田原市内に一般企業で勤務していた時は、おそらく障がいを持たれている方がインターンシップで来られていました。小田原市や近隣の市町村に問い合わせしてみたらいかがでしょうか。

(座長)

他にご意見はありますか。

(委員)

計画は福祉を網羅していると思えます。障がいは身体・知的がありますが、私の関係は精神になります。障がいの啓蒙を図るには福祉教育がありますが、障がい者を知らないという方もいます。社会は障がい者と健康な方で社会が構成されており、皆で共にやっていくという理念で動いています。障がいの種類は3つありますが、身体障がい者は見た目でだいたいわかりますが、知的や精神はわからないことが多いと思えます。例えば、神奈川県社会参加推進協議会では、中学校・高校で精神についての話の要望があれば講師を派遣する体制をとっていますので、利用していただければと思えます。よろしく願いいたします。

(座長)

他にいかがでしょうか。本日様々な意見が出ております。防災・福祉教育・差別解消・就労、物価高騰・ガイドヘルパーの件がありました。非常に幅が広く、これをやっていく町の方々は大変だと思います。この中で事務局として力を入れたいものはありますか。

(事務局)

本来は重点施策を選定して行っています。福祉は範囲が広く特化しづらいところがあります。いただいたご意見の中で、やはり教育や災害は興味・関心があり、危機感を持たれていると思えます。福祉だけでは進めにくい部分もあります。当然、災害で言えば防災は二宮町だけで何とかできる問題でない、広域的な観点でどういったことができるのか、教育については教育委員会と連携を取りながらやっていきたいと思えます。その2点が気になることです。

(座長)

ありがとうございます。先日ファミリーレストランに入りましたが、お水や注文もセルフでやり、料理を運ぶのは機械でした。機械から自分で降ろして、食べ終わったらセルフで会計するため、店員さんとは会いませんでした。世の中の構造が変わり、少子高齢化もどんどん進んでいる中で、福祉は人手で行うものですが、町・職員の方々、事業所の方々もそうですが、人手が減っていることを非常に心配に思えます。別の切り口で考えると、福祉にとってのセルフとは何かを考えました。自分のことを自分でやることではないと思う一方で、障がいのある人もない人も、福祉のことにもっと関心を

持つ必要があると思います。自分のこととして、この先の福祉をどうしていくのかを皆で考えないと、先は厳しいと感じます。今日お話のあった福祉教育は重要なポイントです。この先の日本や地域のこと、或いは自分の親や兄弟のこと、自分のことをイメージして、どうしたら良いのか、子どものうちから少しでも考えることが良いと思います。セルフが1つのテーマで、意識・関心を持って、共生社会を目指していくと良いと思いますが、それにはこのような話し合いの場が必要なのではないのでしょうか。子どもだけに限らず大人も集まり、この先を自分たちのこととして話し合える場がもっと必要だと皆さんのお話を伺いながら考えております。今日は非常に沢山のご意見を出していただき、ありがとうございます。

(委員)

先ほど座長が言われたとおり、福祉課の方はやるのが沢山ありとても大変だと日々思っております。私自身、これだけの色々な団体があることも、こういう会議に出席しなければ知ることもなかったため、もし団体ごとに何か協力できることがあればぜひ言っていただきたいと思います。

講習会を受けると、ガイドヘルパーになれますよね。今メンバーは何人ぐらいいらっしゃいますか。

(委員)

活動している方は女性が2人、男性が3人です。

(委員)

非常に厳しい状況ですね

(委員)

先月はとても苦しくヘルパー1人が頑張っていたら良かったです。暑い中体力勝負で、当事者の私はとても助かりました。ありがとうございました。

(委員)

会員の募集は町から発信されるのでしょうか。

(委員)

町の広報に載せて応募して、講師の方を外部からお呼びしています。筆記試験はなく講習を受けていただければ、健脚の方はどなたでもできます。

(事務局)

10年以上前は町が講師を呼んで、皆さんに来てもらって行いました。今ガイドヘルパーは同行援護が制度上の名前になりますが、その制度が成立してからはちゃんとした講習を受けます。講習は4万かかりますが3万5,000円の助成の仕組みもあります。今はコロナで講習を開けない状況ですが、色々なところで講習会をやっています。毎月広報に載せるのは難しいですが、主に12月の障害者週間の特集でご案内させていただきます。

(委員)

私も身近な方に勧めると、やりたい気持ちは持っていますが体が大変でできない方がいます。

(委員)

私も手をつなぐ育成会にこの話をさせていただきたいと思います。勉強になります。ありがとうございます。

(委員)

色々な障がいに関わる事業者の方や私たち当事者・家族の方が、策定委員として会議に出席しなければつながることができません。9月に控えている福祉まつりは社協主催だと思っておりますが、こういった場に点字や声の広報のボランティアの方、事業所の方たちもいらっしゃいます。福祉課と社会福祉協議会が連携して、一般の方とふれあう機会をもっと設けてほしいです。社会福祉協議会や他の一般企業にもインターンシップとして受け入れられるような企業を探してもらえよう連携してほしいです。

(座長)

ありがとうございました。それではこの後、計画ができ上がったら、この計画をもとに、色々な場面で使っていただいて多くの方と意見交換をしていただけたら良いと思います。

製本する上で波線は、残りますか。

(事務局)

残らないです。

(座長)

すみません、老眼の私に波線は実線にしか見えないです。

言い足りない方もいらっしゃると思いますが、時間が迫って参りましたので、議題(1)については、以上で終了とさせていただきます。議題(2)について、事務局からお願いいたします。

(2) その他

(次回の日程調整)

(座長)

それでは本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。活発なご意見をありがとうございました。事務局にお返しいたします。

4 閉 会

(事務局)

本日は、出席していただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、策定検討会は閉会とさせていただきます。